

わた SHIGA 輝く国スポ弁当配送業務仕様書

1 業務名

わた SHIGA 輝く国スポ弁当配送業務

2 履行場所

市実行委員会が指定する弁当調製施設の他、発注者が指定する場所

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

4 弁当の個数および集荷場所

別紙弁当配送計画参照

5 運送中の温度帯

10℃以下とする。

ただし、運送とは、集荷から配達、弁当配付終了までの待機中も含めるものとする。

6 弁当の引渡し及び運送の完了

- (1) 受注者は発注者所定の送り状に必要事項をすべて記載のうえ、発注者の指定する集荷先において弁当を引き取るものとする。
- (2) 送り状の必要事項とは、集荷先名、集荷先の住所、集荷先毎の弁当の個数、配達先、待機先とし、事前に受注者に提出する。
- (3) 受注者は、発注者の指定する配達先において発注者に現状有姿で弁当を引き渡すものとする。
- (4) 受注者は、待機先にて所定の時間まで待機し、待機終了時間にすべての弁当を発注者に引渡した後、送り状の受領欄に発注者からサインもしくは、捺印をもらうことで、運送を完了とする。

7 付帯業務

(1) 集荷時の荷積み

受注者が担うものとする。

(2) 配達時の荷卸し

受注者が担うものとする。

(3) 待機時間

本件業務日の午前 10 時 30 分から午後 2 時 30 分までとする。

(4) 荷台もしくは、輸送用コンテナの温度管理

集荷開始時、配達時、待機時間内（1 時間に一度）、温度確認をし、送り状に記載する。

8 受注者の遵守事項

- (1) 業務従事者には、衛生管理に関する教育を行い、常に食品の衛生的な取扱いができるよう指導すること。
- (2) 下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしている者または皮膚病等の感染性疾病で食品衛生上支障がある恐れのある者を本業務に従事させてはならない。
- (3) 運行車両については、運行前、運行後に必要な日常点検を実施すること。異常が発見された場合は、速やかに修理または予備車の手配等、業務に支障がないよう徹底すること。
- (4) 運行車両は、受注者の負担において常に清潔を保ち、荷台内部は、業務開始前に清掃を実施すること。
- (5) 飲酒運転等の防止について、関係法令及び通達に基づき適切な対策を実施すること。また、業務従事者の酒気帯び等の点検を行い、その結果を保管すること。
- (6) 集配中は連絡が取れる状態で業務実施をすること。また、運転手は集配中に連絡を行う際は、停車等の安全措置を講じたうえで連絡を行うこと。
- (7) 事故発生の際は、発注者に連絡し指示を受けること。
- (8) 交通事情に著しい変動が生じた場合、すみやかに事務局に報告し、対応しうる最も早い手段で配送を出来るように協力すること。

9 運行車両台数等

- (1) 運行車両台数は以下のとおりとする。

ア	9 月 28 日	: 1 台
イ	9 月 29 日	: 2 台
ウ	9 月 30 日	: 2 台
エ	10 月 1 日	: 2 台
オ	10 月 3 日	: 1 台
カ	10 月 4 日	: 2 台
キ	10 月 5 日	: 2 台
ク	10 月 6 日	: 1 台
ケ	10 月 7 日	: 1 台

- (2) 使用する車両の調達、維持および運行に要する一切の経費は、受注者が負担す

る。

- (3) 運行車両は、自動車保険（対人・対物および同乗者）に加入し、その保険証券の写しを提出すること。
- (4) 運行車両には、必要に応じドライブレコーダー等の安全管理装置を設置すること。
- (5) 受注者は、業務に使用する車両については道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定に基づく車両検査が済んでおり、業務を遂行するにあたり支障のない車両を用意すること。

10 権利義務等の譲渡の禁止

第三者に対し、業務の全部若しくは一部の処理を委託し、若しくは請け負わせ、またはこの契約によって生じる権利または義務を譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、発注者が事前に承諾した場合は除く。

11 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項について、発注者と協議するものとする。